

平成25年第 2 回定例会

(第 3 日)

平成25年 6 月 12 日

平成25年第2回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成25年6月12日（水）
午前10時01分開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士惠美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	大 川 喜代治	農業委員会事務局長	中 畑 千 春
副 市 長	佐 藤 一 行	選挙管理委員会事務局長	白 戸 照 夫
総 務 部 長	古 川 鉄 美	平川診療所事務長	内 山 勝 徳
企画財政部長	木 村 雅 彦	碓ヶ関診療所事務長	狩 野 真
市民生活部長	佐 藤 俊 英	監査委員事務局長	相 馬 正 治
経 済 部 長	奈 良 進	消 防 長	駒 井 祐 正
建 設 部 長	鳴 海 和 正	教育委員会委員長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	佐 藤 満 廣
尾上総合支所長	樋 口 正 博	農業委員会会長	古 川 寛 三
碓ヶ関総合支所長	花 岡 敏 則	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時01分 開議

○議長
(田中友彦議員)

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

市民生活部長。

先日、8番、工藤議員の一般質問の答弁漏れを2件報告させていただきます。

まず、1件目の歯の週間における県の補助事業等はないのかということでございしましたが、それはないということでございました。

またもう1件、風しんの発生状況ですが5月22日現在弘前市保健所管内で1件発生してございます。ただ、この報告には住所・氏名の報告が

不要のために、平川市民であるかどうかということは認識できないということでした。以上でございます。

○議長

御手元に配布しました議員派遣第1号、第2号の議員の派遣について、この2件は最終日14日に審議する予定でありますので、御熟読願います。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

第7席、12番、齋藤 剛議員の一般質問を許します。

齋藤 剛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

齋藤 剛議員の登壇を許可します。

12番、齋藤 剛議員、登壇。

(齋藤 剛議員登壇)

○12番

(齋藤 剛議員)

皆さん、おはようございます。

7席、12番の平新会の齋藤 剛でございます。

私の質問は非常に簡単な質問でございます。リサイクルみたいな感じでございますけども、廃校におけるプールまだ解体されていないのと、金田小学校のプールがまた修理されてお金がかかるということと、2点目につきまして・川小・中学校が来春閉校になるんだと。その跡地利用、跡地じゃないんだけどもそのような利用の仕方、市長にお尋ねいたしますので、簡潔明瞭にはっきりとお答えいただければよろしいかと思っておりますので。

第1点目の質問でございます。

小国、広船の廃校後のプールについて、プールはまだそのままの状態が残っております。そして水漏れのしないプールでございますので、雪どけの水が多少残ったり、水そのものの色がちょっと緑がかった蚊やハエの発生地になっているような状態でもございます。しかし、これからもそのプールは、プールとしては使用できないものと思っております。そしてこのたび、金田小学校のプールを修理するんだというような、私どもに報告がございました。およそ300万ほどかかるのかなと思っております。しかし、コンクリートの現場合わせのプールでございます。底のほうにはブルーのペンキを塗って、ええって、子どもたちって肘こすったり、膝こすったりすれば、擦り傷つぐべなっていう感じのプールでございました。そして、そのプールのおかの部分というのかな、プールの周りはコンクリの渡り石で雑草も生えているような状態であります。あれがいま平川市の広船小学校及び小国小学校のグラスファイバーのプールが、いつかは壊されてリサイクル料とられるのかなと思えば、25メートルのプールで金田小学校の場合は7コースございますけども、少子化もありますから6コースでもいいのではないかな。もしできたら、あのプールのグラスファイバーの部分をそのままもって行って、金田小学校にすぽっと入れて、目地を詰めればちゃんと使えるのではないかな。そして水漏れもしないし、子どもたちもブルーのつるつるした感じのプールでいいのではないかな。壊すのにもお金かかるだろうし、作るのに

もお金かかるし、またそのような利用の仕方はないものかなと私は思っています。

もし、壊すのに・川の小学校は近年プール壊しましたけども、それはどの程度のお金がかかったのか。小和森小あたりもプール壊されましたけども、どのぐらい金かかったのかなと思えば再利用できるものはいいのかな。いま金田小学校の現状のプール、左官で仕上げしてると思いますがけども大分剥離されています。とんかちでかんかんやって、悪い所取ってしまって、ペンキ塗れば果たしてそれで何年もつのかなと危惧を感じる現時点でございますので、できたら子どもたちに気持ちのよいプールがやればいいのかと思ってますので、その辺壊すのにいくらかかるのか、そしてそのコンクリの現場合わせのプールが果たしてこれからまた何年もつのか、その辺わかっておりましたらお伝え願いたいと思います。

それから2点目に入ります。

・川の小学校というのはつくられていまから13年前ですか。7億5,000万円かけて作られました。非常にいい学校でございます。小国の小・中学校も閉校になりまして、もやし工場でいま頑張っております。ということは、建物には人が入って窓が開けられ、風が入ることによって非常にもちもいいし、きれいに保存されていくわけでございます。管財課の管轄になるかと思いますが、閉め切ったままになってればやっぱり廊下の日の当たる場所もふやけてきますし、非常にいろんなかたちで見えないところからクモが入ってきて、クモの巣かかったりするような状態になりますので、・川の学校、来年閉校になりますけども、そこを・川の診療所とそして・川の役所、支所ですね。それと消防署と寿逢がいまあそこにまとまって各施設として残っています。寿逢といえども公営民設でございますので、私どもも大分としいぎましたけども、これからは私どもの友達、私どもも利用するのかもしれない。いま寿逢は199平方メートルですか。その中で事務所もあり、休憩所もあり、リハビリ室もあり、浴場もあるわけです。ちょっと透き通ったカーテンの向こうには、おじいちゃん、おばあちゃんが入浴させられてお願いして入浴しているわけでございますけども、ほとんど入浴の場合は水着を着てませんし、裸です。カーテンの向こう、別にそういう裸の姿見てもいいのか悪いのかはわかりませんが、私はええっと思いました。ある程度体拭いてあがってくると、自分も多少歩行に不便でございますけども、また横たわっている人もございます。それをまたぐようなかたちで自分のベッドのほうに行くというような、非常に狭苦しい環境でございます。あれ・川の小学校の閉校後に1室か2室、与えたならば非常に皆さんも快く施設に行けるんじゃないかなと思っています。そういう形で役所もそのとおり、あつこの場所というのは・川では昔から親しまれた場所でございます。誰でもが行きやすい場所でございますので、消防の屯所もそし

てドクターもあそこに行って教室の一つもあつたらいいのかなと思います。私なぜ閉校前にこのようなことを言うかといいますと、浴槽つくるにもそして例えばレントゲン室つくるにも、ある程度お金は必要でございます。階段スロープにしたり、バリアフリーの観点からも多少お金がかかると思いますので、来年の予算付けにもいまから言っておかなければだめかなと思ってございますので、早めに市長の意見を意向をお伺いしたいなと思ってこの2点に限り質問しました。

そういうわけで私の壇上からの一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございます。

(齋藤 剛議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

皆さん、おはようございます。

(大川喜代治)

第7席、齋藤 剛議員の一般質問にお答えいたします。

1番につきましては教育長のほうに答弁させますので。

2番目の廃校後の・川小・中学校の利活用について、お答えをさせていただきます。

・川小・中学校は平成26年3月末で廃校となりますが、具体的には、利活用計画は未定となっております。

・川地区の現状は、・川支所の1キロメートルの範囲内に、公営の・川診療所、・川屯所、克雪管理センター、・川小・中学校。私営の上の平野菜生産組合の直売所、南八甲田高原野菜組合の直売所、デイサービスセンター寿逢等が点在しており、さらなる直売所等の要望もありました。廃校後は、民間事業者への貸付や東部地区の拠点施設としての活用も考えられます。

地域の要望を把握したうえで、点在している各施設のあり方等も含め十分検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

(市長降壇)

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

第7席、齋藤議員の廃校後のプールについてということで、齋藤議員は金田小学校へ小国小・中、広船小の廃校後のプールを設置できないかという趣旨の御質問かと思えます。

廃校の二つの学校のプールは、齋藤議員言われたようにグラスファイバーを用いたFRP、強化プラスチック製であり、規格化されたプールであります。

また、規格化されたプールは排水溝等全てがFRPで製造されておまして、規格製品に合うような躯体工事が前提でありますので、移設設置する場合は、解体、運搬、移設、躯体工事と多大な費用が発生する見込みでありますので、移設は困難かと思っておりますので、御理解をお

願いいたします

なお、広船小学校のプールは閉校後間もないことからまだ使用、移設は可能なプールかと思いますが、小国小・中学校のプールは閉校してから年数がずっとたっていることもありまして、水もずっと入れていない。日射をずっと浴びているということから、この間見ましたらかなり劣化してこのままの状態で仮に移設するとしても、これは不可能かなという状況にありましたので、いま言われた理由も含めて今回、移設の提案がありました。以上でございます。

○議長

12番、齋藤 剛議員。

○12番

12番、齋藤 剛です。

(齋藤 剛議員)

いま移設不可能ってプールのことですが、確かに金田小学校と広船小学校、小国小学校の学童におかれましては人数が違いますので、閉校になる程度の学校でございましたので、プールそのものは25メートルはありますけども、コースそのものは7コースはないかと思えます。多分6コースだったと思えます。試算もしないで移設不可能でございますというように、私聞こえたんですけども試算したとかしないとかいってまんですけども、私解体の金額などちょっと聞いたような感じしますが、聞き逃したんでしょうか。

例えば・川の学校がつい最近閉校いたしまして、プールも解体しましたけどもプールの解体賃金は聞いてなかったか。閉校後にプールの解体の費用はいくらだったのか。そしていま金田小学校のプールがコンクリートなんですけども、それは解体するのにどのぐらいかかるのか、お尋ねいたします。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

過去のコンクリートのプールでは、旧平賀町では20年度、21年度5校解体してございます。20年度の竹館小学校が解体費用が675万円、21年度・川小・中が783万円、柏木小学校が618万円、平賀東小学校、平賀西中学校につきましては跡地を舗装もしたわけですが、それも含めまして平賀東小学校は1,160万円、平賀西中学校は1,140万円と、そういうふうなコンクリートプールの解体費がかかっております。

○議長

12番、齋藤 剛議員。

○12番

12番、齋藤 剛です。

(齋藤 剛議員)

非常に多くかかるもんだなと思えます。FRPでもグラスファイバーでも、結局産業廃棄物になるのかなと思ってございます。それ、例えばこれから小国、広船あたり壊すのにもっと少なくみても5、600万かかるのかもしれないから、移設不可能というよりも移設を考えてはどんなものでしょう。コーキングで1枚1枚の板を持って来てはめるだけでしょ。我々に言わせれば、ガラス壊れたからガラスの枠持って行って、ガラス屋さ修理してもらう程度のはめ込み式でしょ。それ金田小学校の300万ほどかかるのかなと思えますけども、それをまたコンクリに上塗りだけし

て280万も300万もかけて、じゃ何年もつものよ。そして浅い部分も深い部分もないプールで、一律で低学年、高学年が一緒に入っていることも悪いこともないと思うけども、小学生は小学生なりに低学年は低学年なりの浅いプールのほうがいいのかと思っていますし、例えば壊すのに5、600万かかるのであれば、その5、600万を充当したのを加えてでも金田小学校に、これからもあるでしょう、猿賀小学校にもなるのかな。そんなかたちで元の尾上の学校のプールをよくしてやってはどんなものでしょ。そしてもしそれもコンクリ合わせでやるんだったら、旧平賀町の小・中学校ではバスでセンタープールを利用しています。それは尾上にはなんで不可能なのか。そのバスの利用。そういうのも考えてみても費用的にも安全面からしても、よろしいのではないかな。そして、プールが本場に7月22、23日のあたりから8月お盆過ぎのあたりまで使用されるかもしれないけども、その辺もあわせてバス利用、交通の利用というのは考えてみてもよろしいのではないかなと思いますけども。その辺もあわせて、もう一度お願いします。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

広船小学校、小国小・中学校のプールを二つ合わせて加工して、金田小学校に設置するとすれば、どのくらいかかるかという概算工事費では濾過装置を除きまして3,200万というヤマハのプールのメーカーのほうに協議してございました。そうしたら3,200万円という見積もりが出ております。それは金田小学校のプールが規格が25メートルで7コースあります。水深が0.8メートル。広船小学校が4コースで水深が0.9メートル。小国小学校が5コースで水深が1メートルと、それぞれ同じ25メートルですけどもまずは規格が異なっております。

ですからそれを金田小学校にもってくるとすれば、同じ規格にまずは合わせる必要がありますので、FRPのプール槽をそういった形にするためには1回持ち上げて運搬して、搬入して、それを加工するそうです。それを金田小学校のプールに合わせた状態でもってまた搬入して、またそこで加工組み立てていくという行程が一般的だそうでして、それをやるとすれば3,245万円という、私どものヤマハのプールの会社との見積もりをいただいております。

それからもう一つは、尾上地域でも屋内温水プールに子どもたちが、市内4校の小学校の児童たちが、水泳の授業で利用しているわけですけども、尾上の地域の金田小学校、猿賀小学校の子どもたちへはそういうことも考えないのかという話でございますので、まず私どもの教育委員会の考え方としては金田小学校、猿賀小学校のプール、なんとか少ない100万単位になりますけどもそういった形で当面利用していただくと。修繕をしながら利用させていただくと。それは移動時間、移動距離等授業への影響も考慮して、そして既存のプールの使用で対応していただくと。ただし、大規模な改修が、要するに1千万単位の大きな金額を要する大

規模の改修が必要となった場合には、当然ドームのわきにあります屋内温水プールの利用も当然検討せざるをえないなど、そういうふうな考え方でおります。

○議長

12番、齋藤 剛議員。

○12番

12番、齋藤 剛です。

(齋藤 剛議員)

私の言いたいことはこれから何年ももたないコンクリプールで、また何年か後に修理すんだらば、早めにもっと大きい治療してぴっとやって、子どもたちもこういうあずましいうてすのがな。快い水泳教室ができればいいなと思っておりますので。私どもも小さいころはただ川で気持ちよく、プールなんか関係なく遊びましたけども、コンクリのプールよりもFRP、グラスファイバーのほうがいいなと思っておりますので、それで十二分にそのことも考えて、後々同じく気持ちよさへるんだっていう、なんぼしてもまねばセンタープールを利用するんだというような、ものの考え方であるならば、私これでいいのかなと思っております。何とぞ旧尾上の子どもたちにも同じく平川市の小・中学校として、平等にはできないかもしれませんがその辺もよろしく考慮していただくようお願いいたします。

2点目でございますけども、・川の閉校後の学校そのものを総合集合施設としてできないものかなと市長にお尋ねしましたところ、市長はまだ考えてない、まだ未定だというような回答をいただきましたけども、未定だ未定だと言ってるうちに何年もくらししてしまう可能性もございます。でも、・川の小学校のあの場所は、・川の東部地区の人がみんな拠点とする場所でございます。いまのところ、いまの役所あるところ、あその場所はいまから2、30年前に30メートルぐらい低かった場所なんです。苗代で。それでそこを埋め立てして、埋め立てしていまの現在の高さになったわけでございますけども、非常に湿気が多ございます。その点もあわせて果たして患者さんにとってもいいのかな、悪いのではないかなという感じもいたしますので、いまの・川の小・中学校あるところは駐車場もあるし、そして老健施設の寿逢いまいてるわけでございますけども、冬の寒いときは体育館で車いすでもリハビリできるだろうし、いまの気候になってさわやかな風が吹くころには校庭で昔じょっこ語ってもいい場所でありますので、その辺も加えてもし解体しようとする気がなくて、また再利用したいと思うならばそういう総合集合施設に使用していただけるものかな。本当にそうなれば、ある程度水道の蛇口も各教室、各施設に必要だろうし、また改修する事業費もあるかと思っております。去年碓ヶ関の診療所つくったとき、一番部品のにかかったのは部品じゃないのかもしれませんが、レントゲン室かと思っております。レントゲン室は被ばくしないように銀紙みたいなものっていえば、私たち銀紙っていえば簡単に百姓の、リングやってる人たちいっぱいもってるんだいなって思いがちでございますけども、その程度の値段では買えない

かと思しますので、レントゲン室つくったり、浴場つくったり、バリアフリーつくったり、予算化するのに何年もかかるようであれば、これまた地元の人も大変だなと思しますので、早めにそのような方向付けをしていただければいいんだけどもなという気持ちをもって、早め早めの市長にお伺いいたしましたけども、市長今一度、未定、現在未定って言いますけどもどのように利用するのか、その辺お伝え願います。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

この件については先ほど市長も答弁しておりましたけども、民間の貸付ですね、これについてはそれぞれ地域の活性化、雇用も考えられますので。それからもう一つ、齋藤議員がおっしゃったとおり拠点施設としていろいろな学校の構造といろいろな施設のことを考えながら、どの程度まで集約できるのかということで、財政面も考えながら、そして安全性、使用のしやすさですね、これらについて総合的に。この議会が終われば、まずは庁舎の検討委員会をつくる予定ですので、しばらく時間を貸していただければと思っております。以上です。

○議長

12番、齋藤 剛議員。

○12番
(齋藤 剛議員)

くどいようでこれで終わりますけども、東部地区の人たちも例えば上下水道やるっても、一般の平地のほうは14年からはじまりましたけども、東部地区は17年からはじまったり、非常に遅いことも多々あります。これは人数の加減でございましょうけども、その分へき地が進んでございまして。過疎が進んでございまして。過疎が進むって簡単に言葉で言いますが、免許のない人がおばあちゃんたちが生き残ってるっていう言い方も変でございまして、おじいちゃんが免許もったんだけども亡くなったとごで、おばあちゃん買い物にも行けないというような、我々たばこ1個買うのにも黒石市の中野の交差点まで来なきゃならないような状態でございます。そういうことですので、買い物難民も増えていますので、地元の人たちで直売所で盛り上げようよというような意見もございまして、地元のことも考えて過疎進むのはこれやむを得ないと思っております。これは昨日も一般質問で皆さんも言っていましたけども、人数少なくなってくるんだでしょうね。でも何とかしようよという気構えをもって、平等には公平にはいきませんが、できればそういうところにも小さな灯をともしいただければなど、そういう心配りしていただければなど思っていますので、何とぞよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長

12番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

次に第8席、18番、福士恵美子議員の一般質問を許します。

福士恵美子議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

福士恵美子議員の登壇を許可します。

18番、福士恵美子議員、登壇。

(福士恵美子議員登壇)

○18番

(福士恵美子議員)

おはようございます。

今議会の一般質問の第8席目を賜りました、社会民主党の福士恵美子でございます。

先に通告をしております順に一般質問をいたしますので、御答弁をよろしく願いいたします。

最初の質問は、地域防災対策についてお伺いいたします。一つ目として、災害時の消防団における機動力の確保についてお伺いいたします。

災害は忘れたころにやってくると言われておりますが、近年は日本全国いたる所で大きな自然災害が発生しております。自然災害の発生時には、市長の陣頭指揮のもと災害対策本部や関係課職員が対応すると思っておりますが、緊急時に即時対応するためには地域の住民はもとより地域の消防団の機動力は絶対必要であると思っております。

7月1日に控えた消防広域化に伴い、平川消防本部で行われていた消防団の事務は、合併前のように市役所内で事務が行われることになると思っております。これまでと同様に常備消防と連携し、消防団の機動力を生かした体制が維持できるのかお伺いいたします。

二つ目として事務局体制についてお伺いいたします。

災害時の消防団における機動力の確保に関連し、市役所内の事務局体制は、消防団の機動力を最大限に生かせるような組織体制や人員配置となることができるのか、お伺いいたします。決まっていることがあればお知らせくださるようお願いいたします。

最後の質問は、文化センターの業務の指定管理者制度の導入についてお伺いいたします。

今回この質問をするきっかけになったのは、近ごろ新聞の報道記事に何かと平川市の多いことに不安を感じました。また、社会教育団体の仲間からも声が届いております。さらには働く職員にしてみれば、職場が狭められるということでもあります。学校のセクハラ問題、1,000万円の詐欺事件、平川市の男子高校生が女子中学生に対して行った問題で警察に逮捕された事件、学校給食のノロウイルス問題等、たくさんありました。また、学校や保育園の参観日に行われる全体集会やPTA総会等で雑談が多く、静かにしてくださいと先生方に注意される場面の多いとのことでもあります。

生涯学習をきちんとやっているならば、将来の平川市民の本当の幸せがあると思っております。市民の教育の重要な生涯学習の拠点となる文化センターを民間委託をするのは、私は反対です。

文化センターは、文化ホール、平賀公民館、郷土資料館、平賀図書館の四つの施設がありますから、指定管理者制度で一つにまとまるということは大変難しいものだと思いますが、いかがでしょうか。このことについてお伺いをいたします。文化センターの指定管理者制度導入についての計画についてお伺いいたします。また、NPO法人化を目指すと聞

いておりますが、どのような計画なのかお伺いいたします。

以上で私の壇上からの一般質問を終わります。市長の答弁をよろしくお願いを申し上げます。

(福士恵美子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第8席、福士恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

(大川喜代治)

1の地域防災対策について。①災害時の消防団における機動力の確保についてお答えをいたします。

常備消防と消防団の連携、消防団の機動力を生かした体制の維持ということですが、これまでと同様に各種訓練指導、講習会及び合同訓練を定期的実施するなど、今まで以上に署との連携を密にしております。

また、災害時には整備予定の防災無線の活用、消防団幹部へのメール配信などにより迅速な連絡体制の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

②の事務局体制についてでございますけれども、消防団事務は総務課で対応する予定ですが、組織の配置や人員については事務に支障のないように、今後調整してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2番目の文化センターの業務の指定管理者制度導入については、教育長のほうから答弁をお願いします。

(市長降壇)

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

福士議員の二つ目の質問、文化センターの業務の指定管理者制度導入ということで御質問ございました。

文化センターの指定管理者制度導入の計画はどのようになっているのか。それからNPO法人化を目指している文化協会をどのようにお考えなのかというふうな御質問かと思っておりますので、その2点について答弁させていただきます。

文化センターの指定管理につきましては、第2次平川市行政改革大綱実施計画では、平成25年度に指定管理者制度導入を計画しておりましたが、見直しの結果、現在は平成27年4月を目標に作業を進めております。

当初、文化センターが福士議員言われたように文化ホール・平賀公民館・平賀図書館・郷土資料館の4つの施設からなる複合施設であるため、すべてをまとめて指定管理を受けることができる団体、機関、業者が見当たらない状況にありました。

他の市町村では、部分的に指定管理者制度を導入している文化施設はあるわけですが、いろいろ視察研修等調査した結果、複合施設の形態で利用者のことを考えればできれば一つの団体、機関等に指定管理者とな

っていただいて、指定管理していただきたいと考え、現在も市役所の中で関係部署と検討、協議を進めているところでございます。

平川市文化協会につきましては、現在NPO法人化設立準備委員会を立ち上げて法人化に向け取り組んでいると聞いております。

平川市の芸術、文化振興はもとより社会教育に多大に貢献されている文化協会の組織そのものが強化されますことは、大変喜ばしいことだと教育委員会では思っております。一方で指定管理を想定すれば、文化協会の組織自体が強化され、確実な運営が期待できると認められた時点では、当然指定管理者の候補となりうると、そういうふうを考えております。以上でございます。

○議長

○18番

(福士恵美子議員)

18番、福士恵美子議員。

質問をした後の順序で再質問していこうと思います。

自然災害では昨年だと思います。碓ヶ関で水害の事故がありました。碓ヶ関の人たちに聞いてみましたら、本当に何から手をつけて、どうしてやっていけばいいのかというのがありまして、本当に消防団員の高齢化が進んだり、それからお勤めしている人が多いので、前の議会での質問した方もありましたけれども、本当に役所と連携をして活動をする消防団。そしてまた地域の人たちも、そこで一緒に、もちろん協力はしたいと思うんですけども、どこからどうして手をつけていって、どうしてやっていけばいいのかというのを、ただ見ているしかなかった。

そういう話をしておりますので、本当にこの地震・風水害の災害発生時の際に、特に東部地区や碓ヶ関の機動力は大変必要だと思います。いま私たちが住んでいる、この旧平賀地区、あるいはまた旧尾上地区と同様に住民の安心・安全が確保されていかなければならないと思いますので、事務目標体制もしっかりして、そのようなことに対応していくというような答弁でありましたけれども、本当に住民の安全・安心が確保されていくのかどうか。今一度重要に考えていただいて、私は消防署であったことを今度また元の総務課のほうにたぶん戻ると思いますので、そのことを本当に力を入れて今一度考えていただきたいと思いますので、関係課の御答弁をもう一度よろしく願いをいたします。

○議長

○総務部長

(古川鉄美)

総務部長。

地域の安全・安心のために消防団事務をしっかりやっていただきたいということでございますが、具体的には7月1日で総務課に消防団係が移行してくるということで進めております。人員等についてははっきり言えませんが、いずれにしても以前にも総務課のほうで消防団事務をもっていたということで、それから交通安全、そういう今現在もそういう係もおりますので、お互いに協力しながらしっかりした体制で地域の安全を守っていききたいということでございます。

○議長

○18番

18番、福士恵美子議員。

18番、福士です。

(福士恵美子議員)

7月1日から総務課のほうに移ってくるということには、もういま6月ですからもう当然真剣に考えていかなければならないもの、重要なこと……議長なんか、何をどうすれば……いいですか。

もう時期迫っていることですので、真剣に重要な問題として考えていかなければならない時期にきていますし、大変市民が安心・安全をまもるためにはやはり重要な問題です。7月1日には本当にきちんとした形で市民の安全を守る体制を十分に考えていただきたいと思います。

市長さん一つ聞きます。その心構えを一つお願いします。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

福士議員の再質問の部分でございますけれども、弘前広域消防に合併になった。このこと自体も皆さんといろいろ議論した結果で、7月1日からなるわけで、そのことが東部地区、碓ヶ関地区の市民の生命と財産を守るために必要だ。それから救急体制ですね。医療の救急車受入の病院の分等があり、平川市にはそれを受け入れる、診療はありますけれどもそういうことを考えて結果的にはその部分では強化されていく、そういうふうに思っています。それと並行して、消防団は各市が単独で運営していくこととなりますので、いま言いましたように事務局サイドの部分はいままでは平川市は平川消防署にありましたけども、今度は平川市の総務課のほうにいままでの職員が来て、さっき部長が言いましたように交通関係の方々とあわせながら地域の生命、財産を守ることとなります。

そういうことで迅速にあらゆる災害が起きたときは、消防団員の数が少なくなっている実情もありますけれども、それを常備消防広域圏と意見を、意見って言いますか、いろいろなやりとりをしながら地元の消防団と一緒に何が起きるかわからない状況にある時期っていいですか、先ほど福士議員の質問にもありましたけれども、それらに迅速に対応できる事務体制、また広域消防になっても副管理者に自分もなりますし、議員もまた二人いくこととなりますし、消防団との関係とかあわせて、とにかく市民に安心・安全で暮らせるように全力を尽くして対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

いまの市長の決意を聞いて安心しましたので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから文化センターの三つ目の質問でございます。

文化協会に……議長さっきから何か動いていますね、何か私質問するのに何か影響するんですけども。

○議長

議場内はカメラが入ってますから、議員の皆さん映ってますから御注意願いたいということです。

○18番

(福士恵美子議員)

それを議長が動くので何か、私何したんだべがなって、さっきから気になって。

- 議長 カメラでテレビ中継になってますから、議員の皆さん姿勢を正しくしてほしいなど、そういうことですので。よろしく願います。以上です、続けてください。
- 18番 (福士恵美子議員) 質問の最中にやるもんですから、私何失敗したのかと。
- 議長 大変すみませんでした。そういうことですので。カメラ入ってるということで議員の皆さんはお気を付け願いたいと、それだけです。続けてください。
- 18番 (福士恵美子議員) 文化センターの指定管理者制度の導入については、私新聞の記事に最近多く載っているということであげてみましたけれども、これらのことも全く関係ないものもあったでしょうし、本当に社会教育がきちんとなされていけば防げたのではないかなという、そういう思いもありましたのであえてあげてみました。
- 行政側としては、行政をすすめていくためには行政改革機構の中で、お金をかけずにいいものやっけていきたいというのは、もちろん行政側の考え方でしょうけれども、やはり平川市民の先ほども申し上げました、生涯学習の拠点となるべきところを民間委託でできるものもあるでしょうけれども、なかなかできないものもあるのではないかと考えたので、私はあえて質問いたしました。
- 先ほどの答弁の中で他町村で民間委託をしていて、いい例あるような事務局長の発言でしたけれども、多分そちらを目指して、いい見本があるので視察・研修等もなされているようですけれども、まずそれはどこの市町村であるのか。一つお聞きします。
- それから文化協会にやっけていきたいということで、文化協会の強化も含めていいというような話でしたので、まずそうすれば文化協会に何団体参加しておりますか。それからNPO法人を立ち上げるための準備委員会の役員、何人ぐらいで代表それから事務局長あたりが決まっているのでしたら、差し支えなかったらまず名前の公表できますでしょうか。願います。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局 (芳賀秀寿) 質問3点で整理しますが、他市町村のそういう文化施設、教育施設の指定管理者制度の例ということでよろしいわけですね。それから文化協会の組織自体のことで文化協会のNPO法人化準備委員会の内容ということで、この三つでよろしいですか。
- 他市町村の例でいきますと、近いところで藤崎町は文化センター、図書館、それからふるさと資料館、すべて文化協会に指定管理しております。弘前市では、文化センターがあります。その中の文化会館を指定管理、公民館は直営、弘前の市民会館は指定管理、弘前の総合学習センターは指定管理。三沢市は公会堂がありますが、そこにホールと公民館あるわけですけどもホールと公民館を一括して指定管理、三沢市立図書館

も指定管理等々、この近場ではいま弘前、藤崎その他私も見に行きました三沢市の例を報告いたします。

それから文化協会の加盟団体ですが45団体でございます。

文化協会のNPO法人化設立準備委員会、委員9名で立ち上げ、代表者、委員長に栗林欣一氏、副委員長に齋藤三千義氏と報告を受けております。以上です。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

NPOの設立準備委員会9名の中に、栗林欣一先生と齋藤三千義先生があげられましたけど、事務局長という方も決まっているんでしょうか。さっきそこまで言ったような気がしますけども、もしわかっていたら、差し支えなかったらお願いをしたいと思います。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局
局長(芳賀秀寿)

この準備委員会の中には委員長と副委員長を決めた段階だけで、事務局長という準備委員会の役員構成はされていないと伺っております。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

指定管理者制度の導入のやり方も各市町村みんな違ってございまして、全部、例えば平川市の文化センターに入っているといいますが、施設全部を一括やっているところもありますし、ばらばらなところもいま聞いた段階ではあるように聞き及んでおりますけども、実は最近の話で藤崎町の指定管理者を受けた文化協会ですか。藤崎も文化協会ですよ。あんまりよくないと。そういう声も聞いておりますが、たまたまその場面を見たお客様が感じたことでしょうか、その人の感じ方によってみな違うと思いますけれども、やはり私は何としても平川市の場合は四つの施設が入っているんです。

最初に全部四つを業者ですか、民間委託にしようとしたときに業者と云えばいいんですか、それにすぐわって指定管理者制度を導入したいときにやっつけられるような人がないような答弁でした。そのことによって文化協会のほうにお願いをするということで、準備委員会を設立しているようですけども、その設立準備委員会の代表の名前を聞きますとそうそうたるメンバーですし、大変期待もしますけれども、私は職員組合からの立場からいっても、職員の働く場所も狭められていくんですよ。

そういうこともありますし、何といっても指定管理者制度でやってやりやすいっていうのは、文化ホールでやる、私たちが見る観劇のほうは大変やりやすいでしょうけども、先ほどから申し上げているように生涯学習の拠点となるところですから、きちんと平川市の児童・生徒、そしてそれを育てるお父さん、お母さん。若いお父さん、お母さんの学習も非常に私は重要だと思います。もちろん図書館の本を利用している人もだんだん人口が増えているようでありまして、民間委託してやれるものどどうしても直営でやって平川市の将来を担う子どもたち。それを育てるお父さん、お母さんたちにお金をかけてやっていったほうがいい

いのではないかと、私は思いますので、今回このような質問をしたわけ
であります。

これから設立準備委員会の人たちもさらに研修を深め、どのような形
でやっていけば一番いいのか、いろいろ会議等研修等も開かれると思
いますけれども、ぜひNPO法人の立ち上げに参加しているそうそうたる
メンバーの人に期待をしながら、そして生涯学習の拠点となることをき
ちんとやってもらえるために、ぜひとも教育長としての考えを一つ、お
聞きして終わりにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長

○教育委員会事務
局長（芳賀秀寿）

教育委員会事務局長。

福士議員ちょっと誤解しているようですが、私どもはNPO法人
の法人化については、指定管理を前提として私どもから働きかけたわけ
ではありません。あくまでもNPO法人ですから、法人の活動の中でき
ちんと法人化されれば寄付を受けたり、そういう活動ができるという、
そういう認定されるのがNPO法人でございますので、そういったこと
については、私ども文化団体あるいはいろんな団体が、公的に認められ
た団体になって強化されることについては、これはいいことだろうと。
むしろ市民がその恩恵を受けるわけですから。それはいいことだろうと
いうことがまず一つあります。

指定管理というのは、これはあくまでも別物でございまして、指定管
理といまの文化協会のNPO法人化というのは、あくまでも文化協会が
その体質を、あるいはそういった公的に認められる団体になって、芸術・
文化そういったものを市民に提供しようという、そういう思いだと私は
思います。

私どもは、確かに文化センターは、例えば文化ホールでありますと、
舞台や音響、照明そういう専門技術もいります。図書館でありますとい
わゆる司書の役目をする、そういった専門職も必要になります。そうい
った団体でいまの文化協会がそういう一括した、あるいは専門的な業務
を統括できるかということについては、いまだ確信できませんので先ほ
ど答弁しましたように、そういう確実な運営が見込まれる時点では候補
者とはなり得るだろうと、いうふうな発言をしたわけでございます。

それからもちろん福士議員が言われたように、私ども文化ホールを除
いて図書館、郷土資料館、公民館それぞれ社会教育の教育機関でござい
ます。ですから、当然もしも指定管理しようとしても、そういった指定
管理者に教育効果を、社会教育の教育効果ですね、それをどういった形
で発揮してもらおうか、できるかということが当然指定管理する際の重要
な視点にはなると思います。以上でございます。

○議長

○18番
（福士恵美子議員）

18番、福士恵美子議員。

そうすれば私も勘違いしている部分がありまして、NPOの立ち上げ
する場合、あるいは指定管理者制度に向けていくために、ぜひこういう立
場でこういうことをしてもらいたいというような話になって、NPOの設

立準備委員会が結成されたのではないかと思いましたが、私の意見を述べました。

教育長に一つだけ聞きます。

生涯学習の拠点となっている文化センターのことについて、どのように考えているのか、教育長の御答弁、一つお願いします。

○議長
○教育長
(佐藤満廣)

教育長。

基本的な考え方のことについては、局長さんもそれから議員さんもおっしゃったとおり、そのとおりなんです。国際的にいま、生涯学習がすごく力を入れてます。日本でも生涯学習のことに力を入れています。なぜそうなのかというと、これから長寿社会に向けて私たちはどういう具合にして生きていかなければならないかということ、一生懸命探ろうとしているからであります。したがって、私の基本的な考え方もそれと大体同じなんだけれども、学校教育と社会教育が一体となって運営していくのが、やっぱり教育委員会の仕事だと考えています。したがって、サービスの低下とそれから教育力の低下、この二つが妨げるのであれば、どういう形でも今現在の形をとっていかざるを得ない。さらにいい効果が出るのであれば、これは検討していかねばならない。こういう考え方でございます。

現にいろんなことも成功している事例も失敗している事例もいっぱいあります。何によってそうなってるのかというのは検討中でありまして、もう少し考えさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長
○18番
(福士恵美子議員)

18番、福士恵美子議員。

教育長の最後の答弁を聞きまして安心しました。よい方向に向かって進んでいくことを心からお願いをして、さっそく今日の一般質問の結果を仲間に知らせてやるのも私の任務かと思えます。本当にありがとうございました。

○議長

18番、福士恵美子議員の一般質問は終了しました。

11時20分まで休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、10番、齋藤政子議員の一般質問を許します。

齋藤政子議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

齋藤政子議員の登壇を許可します。

10番、齋藤政子議員、登壇。

(齋藤政子議員登壇)

○10番
(齋藤政子議員)

今回議会の一般質問、9席目になりました齋藤政子です。

先に通告いたしました2点につきまして市長にお尋ねいたします。

私の質問はなんも面倒くさいことはありません。道路幅を広げてください、案内板を立ててくださいますので、御理解ある市長の御答弁を、ぜひ、ぜひお願いいたします。

初めに、町居から平賀東中学校の通学路の拡幅についてお尋ねいたします。路線は、県道吹上金屋黒石線です。いわゆる町居十文字から平賀東中学校までの通学路です。私が初めて議員になったのは、あのリンゴ台風のときの平成3年です。その当時から、この通学路は道幅が非常に狭く、カーブが多く見通しが悪いなど問題視されており、今まで何人かの議員がこの問題を取り上げておりますが、いろいろな事情があり、通学路の拡幅までにはいたっておりません。この通学路は、尾崎、平田森、町居町会の子どもたちが通ります。今では、町居十文字から尾崎に向かって、約50メートル位先までは道路も拡幅され、大変素晴らしいものとなっております。また、東中学校から沖館方面の道路もカーブが解消され、素晴らしい道路となっております。町居十文字から東中学校までの道路が、そのまま取り残された現状です。

沖館方面から町居方面に、東中学校の前を通ってきますと、急に道幅が半分になりびっくりいたします。特に暗くなると、本当にそう思います。これが冬になるともっとひどくなります。民家の生垣、つまりさわらのことです。詳しくはわかりませんが、さわらだと思います。夏場でも道路の両側の側溝から、中央に向かって相当出ております。測ってはおりませんが、両方含めると1メートルを超えと思います。いや、2メートル近いかわかりません。相当出ております。それが冬になると、このさわらの上に、1メートル近く雪が積もり、ある日突然、道路の中央近くまでその雪が落ちます。道路の両側はどんどん高くなり、車のすれ違いはほとんどできなくなります。今回、この問題を取り上げるのは、中学校の部活をしている生徒の親から、何とかしてくれと頼まれたものです。以前はいろいろな事情はあったにしろ、あれから10年以上たっていると思うのですが、道路の拡幅、これはぜひ、ぜひやってもらいたい本当にそう思います。

また、民家の生垣が道路にはみ出している場合、どういう方法で誰が行うのか、注意するのか、指導するのか、お願いするのか、強制的に行うのか、交通の妨げとなっているとき、またはそう感じたときに、どこに届けばいいのかなど、その方法を少し詳しくお知らせください。生垣のはみ出しについては、今年の雪が降る前にぜひぜひやってほしいと思いますが、この問題に対して、市長の御答弁をお願いいたします。

2、平賀総合運動施設体育館、ひらかドームへの案内板の設置について。県道町居平賀停車場線と市道新館藤山町居線のT字路。これだけでは、どこの道路だか全く見当がつかせませんが、ホテルアップランドから町居に向かって車で走って行ったときに、体育館やドームに行く案内板がほしい。大がかりな案内板でなくてもいいので、ぜひ案内板を設置

してほしいという声が、市外はもちろん、市内の方からも多く聞かれました。ホテルアップランドは平川市の代名詞のように有名ですが、体育館とドームに右折するところの、T字路に案内板を設置してほしいとの声でした。特に目印となるものもなく、何回も間違ったという人もいました。どうか、T字路のところに案内板の設置をお願いいたします。非常に簡単な二つですので、ぜひ、市長、御理解ある御答弁をぜひお願いいたします。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第9席、齋藤政子議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1の町居から平賀東中学校の通学路の拡幅についてでございますけれども、議員御質問の県道吹上金屋黒石線道路改良事業につきましては、市重点事業として県に強く要望している路線でございます。

平成8年から17年度で新館工区620メートルが完成、平成18年から23年度で老人ホーム慶游荘前通り320メートルが完成供用開始されており、延伸として平賀東中学校までの約800メートルについても、整備の必要性は十分認識しており、早期の事業着手に向け、県・町会及び地権者と協議を進めてまいります。

また、道路上にはみ出している生け垣につきましては、道路管理者である県と現場状況を確認し、町会を通し生け垣の土地所有者に適正な管理をしていただくよう周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2番目の平賀総合運動施設体育館、ひらかドームへの案内板の設置についてでございますが、議員御指摘の県道町居平賀停車場線から、平賀体育館・ドームへ向かう地点には、平賀体育館の方向を示す案内板を設置しておりますが、小さくて、わかりにくい表示になっております。

現在、第2期の平賀総合運動施設の整備計画を進めておりますので、施設全体を考慮して、わかりやすい案内板の設置を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

(市長降壇)

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

市長の答弁の中で、町会とか地権者の話合いをしていく、ということに聞こえたんですが、もしそうなんであればいつからその話合いをしていくのか。土地計画とか何年こうとかっていう話し合いはされたのかと、もう一つですね、生垣のところまで車でこう走ってみますと両側の側溝から相当中に入ってるんですけども、境界っていいですか、外の淵側が境界になってるもんですか。どこが境界になってるもんでしょうか。お知らせください。

- 議長
○建設部長
(鳴海和正)
- 建設部長。
御質問の中に将来の計画があるのかと。話し合いをされたのかというお話であったと思いますけども、この整備についてはまだ具体的に打ち合わせ、あるいは協議はしてございません。これから現場を見ながら協議していくということになります。
- それと道路の境界っていいですか、側溝の内側か外側かのお話ですけども、通常は外側になります。といいますのは、つまり生垣側のほうが境界になっております。以上です。
- 議長
○10番
(齋藤政子議員)
- 10番、齋藤政子議員。
いまの答弁聞いて、あれと思ったんですけども、普通議員がこういうふう一般質問した場合、大現場を見に行ってると思うんですけども、この一般質問の通告をしてから現場見に行きましたでしょうか。これから見に行くような話したんで、ちょっとびっくりしましたので。
- 議長
○建設部長
(鳴海和正)
- 建設部長。
誤解がありましたのでお許し願いたいんですけども、まずいまお話しした現地と協議していないといいますのは、まだ整備されていない区間800メートルについての話でありまして、齋藤議員が今回問題とされておりました、生垣のことについては当然現地のほうに行っております。ただ、話し合いのほうはまだ町会のほうを通して、地権者のほうとまだ話していないという状況であります。
- 議長
○10番
(齋藤政子議員)
- 10番、齋藤政子議員。
まず生垣のほうをはっきり聞きたいと思いました。
あそこでなくても、ほかの違う箇所でもそう思うんですけども、カーブのところがずっと出てしまっって、ほとんど真ん中ころまでこないと曲がっていけないような箇所もありますよね。そういう場合、市のほうに何とかしてほしいとかってきていないものでしょうか。そういう場合、どこにこういう届けばいいのか、お知らせください。
- 議長
○建設部長
(鳴海和正)
- 建設部長。
その件につきましては、私も承知しておりませんが、例えば道路のほうに障害物が出てきているといった場合に、誰がそれを管理する責任があるかといえ、あくまでも所有者になるわけです。でありますので、道路管理者といたしましても勝手にそれを処分することはできないということになっております。
- 議長
○10番
(齋藤政子議員)
- 10番、齋藤政子議員。
それは十分わかりますよね。でも私そのカーブのところに車おいて、トントンって「ごめんください、ここ邪魔ですので切ってください。」ってば喧嘩でしょう。ですから、どういうふうな手順をとっていったらいいのか、市はまったくわかりませんとおすんですか。それともどういうふうに、そういう声というのは1回もなかったんですか。
- 議長
- 建設部長。

○建設部長
(鳴海和正)

私まだいまの部署は日が浅いんでありますが、現時点においてはまだ
そういうふうな意見は聞いてございません。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

日が浅いと言われればそれまでですけども、これからですね、どう
いうふうにすればいいのか。どこにその声を届ければいいのか。町会長
なのか、市の市民課とか建設課なのか。どういうふうにしてそれが本人
に伝わるのか。そここのところお知らせください。

○議長

建設部長。

○建設部長
(鳴海和正)

それはですね、私が答えるべきかどうかと思いますけども、あくまで
も道路管理者が道路を適正に管理するためにはそれなりの、話し合いをし
ながら、特に町会長さんのほうに話をもっていきながら、地権者のほう
とお話をして、地権者の方に管理していただくというのが一番そういう
やり方しかできないのかなと感じております。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

私は頭が悪いのか、飲みこみが悪いのかわかりませんが、ですか
らどこに行けばいいんですか。市民生活課ですか。

答弁者でない以外は答弁しないでください。

○議長

暫時、休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設部長
(鳴海和正)

建設部長。

どこにもっていけばというお話でありますれば、やはり道路管理者の
ほうにその話をもっていくべきでありまして、たまたま今回は県道でご
ざいますので、県のほうになるわけですけども一たん市のほうでその意
見等を受けまして、それを県のほうにお伝えするというふうなやり方にな
ります。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

何回も何回も聞いてすみませんでした。違う答弁者が何人もありまし
て、ありがとうございました。

道路の拡幅ですが、まだこれから入るんでしょうけれども、やっぱり
現場見ればわかるとおり、夏場でも車そっちから来れば、こっちで待つ
てねばまねとかって、夏場でもああいう状況ですし、さわら、さわらで
なくてでもやっぱりあそこは改良していかなければならないと思います。

何十年來のあれで、前のこと言ってもしょうがありませんが、役所の
ほうでハンコもらったりして、いい線までいったりもしたんですね。
いろんな情報も得てますし、まだまねぐなつたって、何回もうまくいか
なかった経緯もいろいろ、20年間議員やってれば相当中身も聞いており

ますけれども、やっぱりそうしておかないで尾崎線のところもできてるし、沖館のそっちもできてるし、あそこつないでほしいと。壇上からも言いましたけども、平田森、尾崎、町居がほとんどあそこ通るんですから、車で走ってみれば本当によくわかると思います。

市長、任期のうちに何とか着手……いいじゃないですか。ちょっと外野がうるさい。任期のうちに着手してほしい。やるところまでみて、何年度の計画とか具体的なところまではぜひいってほしいと思います。そのさわらは、やっぱり何回も言うようですけども、雪降る前にある程度なんぼかきねば、あれは大変ですよ。もう一度長期計画、ある程度計画に載せていきたいとか、そういう答弁、市長にもう一度そのところお願いします。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

いま認識の部分で若干ずれているようですけども、基本的には管理者がそれを対応しなければならないと。県道であれば県ですし、市道であれば市ですので、それでも県道であっても市のほうに話すれば、市のほうから県につないで対応する。ただ、物が個人の物でありますので、個人の了解を得ないと勝手に切られないという部分があるようです。それは、そこを通っている人に迷惑かけているわけですから、いくら個人の物でもそれは市としても、町会をとおして切るように指導できるはずだと私は思っていますので、そういうふうな方向で対応していきたいと、そういうふうに思っています。

それからもう一つ、いま話になってる800メートルの道路のことですけども毎年平川市の重点事項で県にお願いしてるんです。市道であれば、これ極端な話、そのまま市単独でも広げなければならない道路だろうと私はそういうふうに認識してるんですけども、あくまで県道でございまして、県が要望しても要望してもなかなかやってくれない部分ですから、これからは県議会議員、それからこの間の知事との懇談の場合での要望しておりましたので、これからは粘り強く要望して早目にやってもらうようにしたいと思っております。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

確かに県道ですし、市長の一言でいかないのはわかりますが、地元からも県議会議員二人も出ておりますし、何とか要望してここだけはぜひやってほしいと思います。

案内板はこれからのことで、施設とかのことで検討するというので、よろしく願いいたします。

今回は何らおとなしい質問で、問題なくすぐ終わるだろうと思いましたが、途中興奮して申し訳ございませんでした。これで終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長

10番、齋藤政子議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため13時まで休憩します。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 開議

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第10席、4番、大澤敏彦議員の一般質問を許します。

大澤敏彦議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

自席において大澤敏彦議員の一般質問を許可します。

4番、大澤敏彦議員。

○4番

第10席、4番の平新会の大澤です。

(大澤敏彦議員)

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。市長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

今回通告しております、リンゴ樹の雪害についてお伺ひいたします。昨日の對馬議員の質問と重複する点もあるかと思いますが、どうかよろしくお願ひいたします。

①の被害調査についてお尋ねいたします。昨年続き今年も大雪となり、積雪量では昨年を上回る状況でありました。幸いに市長が昨日答弁されましたように、被害見込み額で昨年の60%弱の6億5,000万円ということで発表されましたし、被害面積においても昨年30.3%の560ヘクタールから、今年は19.8%の364ヘクタールと減少となったわけですが、この2年間での被害額や被害面積は、決して小さいものではないと思っております。

さらには気になっているのは、これまでの調査方法というよりも調査時期が問題だと思うのですが、公表された数字よりも実際の被害割合は大きいのではと感じておるのですが、今後の調査方法、調査時期についてどのように考えているのかをお伺ひいたします。

次に②の、今後の雪害の対策についてですが、これは自然災害ですから、今年度もまた大雪になるとは限りませんが、温暖化による海水温の上昇によって、大雪になる確率が高くなっているということを聞いたことがあります。したがって事前にその対策の準備をしておく必要が、これからはあるのではないかとこのように考えております。

本来であれば、昨年の被害を受けた段階でこのことを議論すべきだったのですが、直接リンゴに携わる議員として深く反省しております。

今年の場合は、特に積雪量が途中で下がったりすることがほとんどなく、断続的に降り積もったために、山間地域ではなかなか現場まで行けなかったというのが、現状だったのではないかと思います。そこで早期の対策として、除雪や圧雪についてはどのようにお考えかお伺ひしたいと思ひます。以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長

市長、自席で答弁願ひます。

○市長

第10席、大澤敏彦議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1のリンゴ樹の雪害について。①の被害調査について。今後の調査方

法と調査時期についてにお答えをいたします。

雪害の調査方法につきましては、平均的な地点を調査することになっておりまして、市では県、農協と、普通台、わい性台、合計36地点で調査を実施しております。調査の時期につきましては、県の調査日程に合わせて、3月と4月の中旬に実施しております。

実際のところ3月は雪が深い状況であり、埋もれた下枝の状況までは確認が難しく、4月は剪定も終わってしまっているため剪定前の状況判断が難しいのが現状であります。市では、1月、2月にも状況調査は実施しておりますが、今後は剪定前の適正な時期に実施するよう県へ要望してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

②の雪害の対策について。農道の早期除雪及び圧雪についてでございますけれども、農道除雪につきましては、農道支線については毎年度予算化して、春作業に間に合うように市内14の農道除雪組合に助成して実施しております。

また、23年度と24年度につきましては、早目の除雪の実施を呼びかけるとともに、予算をさらに追加して実施してまいりました。

回数の増加につきましては、幹線の除雪や農道除雪組合との調整も必要となってきますので、今後の状況を見ながら判断していきたいと思っております。

圧雪につきましては、農林課でもスノーモービルによる圧雪対策を考えているようでありまして、農家の方々がリンゴ樹の雪下ろしや枝の掘り起こしのため、園地までの農道を圧雪することで、移動に係る負担が軽減されるなど、有効であると思われまますので、当市でも実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議長

4番、大澤敏彦議員。

○4番

答弁ありがとうございました。

(大澤敏彦議員)

私の考えるところと同じような答弁をいただいたので、非常にありがたいなと思っておりますが、それこそいま被害状況調査した時期、その調査方法によって、いろいろと適切な被害状況がわからない場合もあるということで、私もそのことが気になりましたので、今回この質問をあげたわけですが、4月17日に県、農協と合同で調査しておりましたが、そのときそれぞれの調査の園地で、園主は立ち会いをしたものかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長

経済部長。

○経済部長

園主が時間があれば立ち会った方もいらっしゃいます。また、ほとんどの方はですね、べつに盗まれる物もないから、もちろん冬ですからないんですけども、どうぞ勝手に入って見てくださいという方も随分いらっしゃいました。

(奈良 進)

○議長

4番、大澤敏彦議員。

○4番

私が立ち会いを確認したのは、そういう意味ではなくて。先ほど市長

(大澤敏彦議員)

の答弁にもありましたように、この時期ですと剪定作業が終わり、また被害樹の処理も終わっているかと思えます。そうすると園主がいないところに入っても、その被害状況がわからないことが数多くあると思えます。立ち会いを確認したのは、もしここに園主が立ち会いをしていれば、選定後あるいは被害樹の処理後であっても、園主は頭に残っておりますので、そういう被害状況がある程度的確に調査できるんでないかなというふうに考えているので、それを確認しました。

今後、調査方法として、そういうことも踏まえて調査していくのか、そこいら辺は一つの意見として、今後考えていただければなというふうに思います。

それから、農林課と農協、合同で独自の調査もしたようですけれども、これも市長からの答弁いただきました。ぜひ今後も実施していただきたいし、現地の状況が農林課あるいは地区農協担当者の方が、より多く把握していると思えますので、調査結果もある意味正確な調査結果が出るだろうと私も期待しておりますし、ぜひこれからも行っていただきたい。

ただし、これも市長から答弁ありました、時期によって早すぎると奥のほうはまだ雪があって行けない、そちらのほうは恐らく被害が大きい場所なんですよ、それが行けない。それから、遅すぎても先ほどの調査のように現状を的確に把握できないということがありますので、今後そこいら辺の調査時期等々を考慮しながら、ある程度、100%とはいきませんけれども、できるだけ正確な調査結果を出していただきたいと思えます。なぜならば、実態をある程度正確に把握できないと、適切な対策がとっていけないんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひ今後ともそのことも検討していただきたいと思えます。

次に対策についてですが、今年の被害の減少の理由として考えられること。私なりにちょっと状況を判断してみたところ、やはり昨年の被害が大きかったものですから、その危機感というものも生産者にもあったと思うし、昨年わい化に関しては調査結果を見ると比較的被害が低いと。考えてみると昨年の被害で私もそうですけれども、被害が起きる部位がほとんどとられてしまっている状態で、ですからその部分を処理してしまっているの、今年の積雪ではとれるところがある意味なくなっていると。そういう理由がまず一つと、それからそのなくなっているということは、今後数年間その分の収量は確実に減量していくということですね。去年採れたものを今年回復するかというと、リンゴの場合はそういうことにならないと。ですから数年、その回復するにかかるわけですから、被害が起きる前の対策。いままでも確かに消雪剤、これは被害を予防するための助成でありますし、それもありますけれども。

一番危惧するところは、わい化の場合はほとんど通常でも対策をとれる場所にあるのが多いのですが、問題は先ほど市長が言ったように行けない所。雪で人力でなかなか行けない所。そういう所が一番問題になっ

てくると思います。ですからその所の除雪、市では農道の除雪も追加してやったりしていますけれども、あれほど積もるとなかなか大きい除雪機でも行けないということに。各地域では中山間の事業を使って、それにできるだけ予算をみてですね、地域で青年部……、例えば唐竹地区では青年部に委託して、今年も7回ほど除雪したという話も聞いています。そうして一生懸命に精一杯にやっているんですが、今年のような雪になるとなかなかそれでも追いつかないと。断続的に降るものですから、1回つければ、すぐまんだつけねばまねぐなるということで、相当各地域でも回数が増えておりますけれども。でも、やっぱりそこまでやっているところは意外と被害が少ない。

今後また、このようなことがあるとすれば、さらに回数を増やさなければいけないということになれば、予算的なこともあるだろうし、そういうことに対して農林課では、助成もまたみていただけないかどうか。そこいら辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長

○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

去年、おとし、この2年間の雪で非常に多かったためにですね、通常であれば106万程度の除雪の補助、農道組合さんに対する除雪の補助をこの2年間は倍額にして、除雪に取り組んでいただいたと。これはやっぱり続けていかないといけませんし、なおかつその恩恵にあずかれないところですね、やっぱりあるわけですよ。これどうしたものかなと。

去年の時点から大分農林課の中でも議論しました。平川市内には、どちらかといえば若手の農業者を中心にしてですね、スノーモービルを持っていらっしゃる方が大分いらっしゃいます。去年の雪降る前の時点で、スノーモービル好きな方、もっていらっしゃる方たちのグループに圧雪のお願いもしようかと。というふうなことを考えておりました。ただ、スノーモービルですから、キャタピラーがいかにも雪をスリップせずに、グリップすればうまく進むんですが、そうでなければキャタピラーが掘るだけですから難しさもあるんですけれども。それによって雪が少しでも踏み固められれば、かんじきを履いて自分の園地まで行けるよって最近わかりましたので、除雪のみならず圧雪ということも一つの方法じゃないかなと。ということでいま研究を進めております。

また、除雪につきましては、除雪機押すのも一苦勞なんですが、寄せた雪を置く場所がないと。よそのリンゴの枝に迷惑するというのも大分聞かれております。したがってこの圧雪という方法が、大分有効じゃないかなというふうに考えておりますので、その面でも進めていきたいなと考えております。

○議長

○4番
(大澤敏彦議員)

4番、大澤敏彦議員。

私も何度も農林課のほうに行って情報交換もしてきました。いま部長も言われたとおり、ショベルで除雪するとうちのほうの中山間のほうでも農道でやっているんですけれども、どうしても雪のやり場がなくて、

道路脇の畑にやるとそれが枝折れの原因になるということで、非常に面倒なこともあります。ですから、やるとすればロータリーをかけるのが一番ベストだと思うんですが、例えば市のロータリーを本線だけでも出せないものか。という話もしたこともありますけれども、結局大雪になれば生活道路が優先で、市にそんなに重機があるわけでないし、経費も相当かかるということで、それもだめだろうなど。

いま部長のほうからも言われました圧雪、これは非常にいい考えだと思います。スノーモービルですね。昨年、他地区でもそのスノーモービルで圧雪して、雪下ろしに行ったという事例もございますし、実際尾崎地区でも友人が乗っているスノーモービル、私の友人がスノーモービルもってましたんで、頼まれて圧雪した人もありました。そうしたら、やはり深雪を歩いて行くより半分の時間で済むということです。ですので、ぜひモービルの会もありますので、それとも相談しながら、圧雪を進めていきたいと思います。

ちなみに、平川地域のモービルの前会長と、現会長とも話を聞いてみました。そしたら委託があれば、やれる可能性はあると。そういうことも言うておりましたので、参考までにお知らせしたいと思います。

私も、平成17年、18年の大雪が連続でありました。そのときに小栗山地区の山間部に行けなくて、モービルで行って見たところ、雪下ろしに行っても雪下ろせないんですよ。大体その主枝の太い雪がのる所が、雪の中に入ってしまっているんで、そこから下ろすことができないということになれば、やっぱり消雪をするしかないだろうなというふうに私は考えております。

私もこのときに、70アールの園地を2年連続でやられて、そこを伐採してしまって、苗木を植える気もなくなって、いまだに何も作付していない。被害を受けるとそういう思いです。同じ思いを思うので、やっぱり意欲がなくならないように、そしてまたここはリンゴ、米を中心とした農業所得によって大きく経済が変化をする地域だと思いますので、リンゴの場合一度被害を受けると、何年もそこから収量や所得があがってこない。

そういう影響がありますので、先ほど申し上げたように、スノーモービルの圧雪、あるいは除雪の助成も含めて、ぜひ被害が起きる前の対策を考えていただきたいなあとというふうに思いますが、最後に市長から一言お願いしたいと思います。

市長。

○議長

○市長

(大川喜代治)

いま大澤議員から、いろいろと提案をしていただきました。やはり我が市は、リンゴ、お米、農業が主の市でございますので、そのスノーモービルが実際そういうふうに行った結果で行けて、半分でその被害の部分に行けると。そして現地に行ってみますと、雪が枝にかかって寄せるよりも、消雪のほうの方が早いというような提言もありましたので、できる

だけそれに沿った対策を来年度はしていきたいと。そういうふうを考えております。

○議長

4番、大澤敏彦議員。

○4番

大変ありがたい御答弁ありがとうございました。

(大澤敏彦議員)

ぜひ、少しでも被害が減少するように、今後対策をとっていただきたいと思います。私も同じ生産者として、仲間ともいろいろ情報交換をしながら、それに努力していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長

4番、大澤敏彦議員の一般質問は終了しました。

次に第11席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員。

○13番

13番、日本共産党の齋藤律子です。

(齋藤律子議員)

ただいま議長から一般質問の許可がでました。

まず最初の質問は、平川市地域防災計画について、3点ほど質問をいたします。質問に入る前に少しばかりお願いがあります。今回の6月議会の質問は4項目です。最後まで行きたいと思っています。十分打合せ済みですので、質問、答弁がダブらないように簡潔なやりとりを進めてまいりたいと思っていますので、御協力をよろしくをお願いをいたします。

それでは、平川市地域防災計画について、1点目の質問に入ります。

1点目は、避難場所の安全についてお尋ねをいたします。

現行の平川市地域防災計画は、現在国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正を受けて、作業が進められているとのことです。災害として、風水害、土砂災害、地震災害、工場災害等さまざまな種類の災害が想定されます。平川市地域防災計画で指定されている避難場所がすべて安全であるとはかぎりません。避難所の老朽化等耐震の問題、土砂災害が想定される避難所、避難所周辺にある化学薬品を扱う工場などある場合、爆発や火災など安全性に対する心配がつきません。想定できることはすべて想定をし、災害の種類や状況に応じた避難所指定が必要と考えますが、市の対策、考え方を教えてください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、学校給食センターの活用についてお尋ねをいたします。平川市では東日本大震災後、地域住民や町会等地域活動の組織で構成される、自主的に防災活動を行う組織、自主防災組織を立ち上げてきました。それぞれがいざというときに、炊き出しの道具など用意をしているところもあるようですが、炊き出しの量には限度があるとの声が寄せられています。大規模災害のとき、大量の炊き出しが必要になる場合も想定されます。大量の炊き出しには、学校給食センターなどの大型施設の活用が有効と考えますが、市はどのような見解を持っているのかお

知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

3点目の質問は、命の水、飲料水や雑用水の確保対策についてお尋ねをいたします。現行の平川市地域防災計画では、飲料水をコンビニエンスストアなどからも調達する計画としていますが、コンビニエンスストアなどは不特定多数の方が購入する所であり、平川市に行き渡るとは限りません。対策としては、不十分だと思っています。昨年の水道水の異臭味問題の教訓もあると思いますが、飲料水の確保について市の対策をお伺いいたします。

また、全国各地の取り組みとして、各地域に井戸を整備したりさせるなど、雑用水を確保するための対策も必要でないかと考えています。現在、修正をかけている地域防災計画では、このようなことについてどのような考えを持っているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

第11席、齋藤律子議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1の平川市地域防災計画の、①避難場所の安全についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、対象となる災害の種類や発生場所、災害の程度及び進展状況によって、避難先が異なることとなりますので、必ずしも市が指定している避難所への避難が最善とは限りません。

したがいまして、市では避難所開設に先立ち、開設しようとする避難所や避難経路などの安全性を確認したうえで、実態に即した避難所を開設することになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

②の学校給食センターの活用についてでありますけれども、現行の市の計画では、炊き出し場所の一部として平賀・尾上給食センターを選定しております。

1回あたりの炊き出し能力ですが、平賀給食センターは約3,000食、尾上給食センターは約300食分の炊飯が可能となっておりますので、利用することが可能な状況であれば、議員御指摘のとおり給食センターを活用することになります。

ただし、平賀給食センターの炊飯システムは、稼働させるために電力が必要でありますので、停電時の対策の一つとして、災害協定に基づき非常用発電機を確保し、炊飯システムだけを稼働させるなどの対応も想定しなければならないと思っております。さらに、市単独での炊き出しが困難と判断した場合は、他市町村への応援要請、または県に対する自衛隊の派遣要請などにより対応することにもなります。

いずれにしましても、炊き出し場所の選定や食料の供給につきましては、災害規模や状況に応じて適切に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

③の飲料水や雑用水の確保対策についてでございますが、まず飲料水の確保対策についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、災害時に

は、コンビニエンスストアなどの流通品は、商品の枯渇が考えられますので、現在作業中である計画の修正のなかで検討しております。

また昨年度、災害時の孤立集落対策として、東部地区、久吉地区に長期保存型の飲料水を配備しており、今後につきましては弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の中で、広域での飲料水などの備蓄を計画しております。

ソフト対策としましては、自主防災組織や町会と連携しながら家庭用備蓄の啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお災害時、飲料水を供給することが困難な場合は、日本水道協会青森県支部との災害協定や県に対する自衛隊派遣要請により対応することになります。

次に、雑用水については、各家庭での風呂水の溜め置きが有効とされていることから、その啓発に努めるなどソフト面で対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

それでは、再質問をさせていただきます。

(齋藤律子議員)

避難場所の安全についてですが、実態に即した開設場所、それから経路ということですが、それはどういう形で防災計画に盛り込むのでしょうか。防災計画にはいろいろ現状では盛り込まれております。大体町会にある施設とかですが、そこが現状に即してですから。これは別な所でマニュアル化するというのでいいのでしょうか。そこをちょっとお知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの避難所の場所というか、いままでの避難所の指定と別な所を指定するのかということですが、いずれにおいてもその災害基本法の改正において、要するに前回の震災によって津波でですね、避難所そのものが流されて被災された方も多くあったということで、そういう部分についても県のほうから津波については、そこら辺を改正してくださいということで指導がありました。ただ、いま現在としては、例えば先ほど議員が言ったとおり、いろいろな災害において避難経路やその安全性を確認したうえで、その災害に応じて、例えば防災無線によって避難所を指定するというので、その安全性を確保しながら、そういう基準を満たす所を防災無線等で周知してまいりたいと。ものによっては、ホテルとか旅館等を指定することもあり得るということでございます。

(古川鉄美)

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

いまおっしゃったことをマニュアル化するのでしょうか。簡単にお知らせください。

(齋藤律子議員)

○議長

総務部長。

○総務部長

防災計画そのものには、そのことについてはいまのところ触れる計画

(古川鉄美)

ではございません。ただ、何かするのかどうかは、議員の意見もありましたので今後考えていきたいと思えます。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

日本の防災計画は、このマニュアル化が具体的にされてないということが指摘をされてきました。そういうことでは、いましゃべったことは部長はわかっているけどもいざというときは、だれがどうやって知り得ることでしょうか。そういう意味では、やっぱりきちんとマニュアル化をするべきだと思います。そして一応、停電のときの避難所とかはあれですが、私、一番問題にしたいのは、アメリカでも工場の爆発がありましたね、科学薬品を扱う。そういう所が、平川市の避難所の紙が貼ってある所にもあるわけです。それは民家のなかにもあるんですね。そういった場合、何かがあったときに、そういう爆発や火災があったときにですね、大変なわけです。地震だってその火災が発生しますから、そういった場合、非常にいまの避難所でよいのかということをお心配している住民の方がおります。そうした場合に、個々に対応する、そういうあらゆることを想定していることを、私はマニュアル化してほしいと言っていますが、部長が先ほどおっしゃった津波は、現在その津波のことをいろいろ言っていました、平川市は津波も想定してそういうことを考えているんですか。答弁でおっしゃったのでお聞きをします。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

一応その計画の中には津波の部分も書くべきというのか、そういう県のマニュアルもきていますので、それについては一応変更させていただきますけれども、例えば議員がおっしゃった化学薬品等の火災ですね、そういうところについては、当然近くに避難所があるわけですので、普段から我々職員もそこいら辺をいつも意識してですね、これから2年間かけて防災無線も、即対応できる防災無線も完成するわけですので、職員はそこいら辺を頭に入れて、そのときの災害に応じた避難所の確保を呼びかけてまいりたいと思っております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それでは、学校給食センターの活用についての答弁のところでお尋ねをいたします。

平賀給食センターは3,000食ということで、これは発電機は非常用を借りるということですね。尾上給食センター300食ということですが、これはいま休んでいるガス釜のことでしょうか。簡単にお答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

いま議員もおっしゃいましたが、平賀給食センターが3,000食、尾上給食センターが300食というのは、ガス釜ですね。ただ、システムとして、流れとしては電気も必要ですので、そういうことで電気の使用ということで市長が答弁しました。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

3点目の飲料水や雑用水の確保対策についてということですが、私が質問で述べた井戸を復活させて、飲める井戸水もあるわけですが、そういうことを災害時にいつも備えている、そういう自治体も数多く生まれております。眠っていた井戸を復活させて、普段は花壇の水やりや、それからもちろん電気がなくてもいい手押しポンプをやるとか。それから普段は電気でポンプアップして使っていますが、飲める水ですね、井戸でも。それを災害時には手押しポンプに切り替える。こういうことをいまされておりますので、私はやっぱりそういうことも、新しく独自性として平川市の地域防災計画に載せてほしいと思って提案したんですが、残念ながらそこには答弁ありませんでした。

風呂水の溜め置きを奨励するようですが、御風呂ない方もあるかと思っておりますので、これだけでは不十分だと思いますので、これ以上のやりとりでは答弁返ってきませんので、ぜひこのことに対しては十分検討していただきたいということで、お願いをします。

また、去年水道水の異臭味問題では、いろいろなさまざまな教訓が出されましたので、そういうことをもとに地域防災計画に盛り込んでいただきたいということをお願いをして、この問題は一応これ以上の答弁をちょっと引き出せませんので、次に移りたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

2番目は入札についてお尋ねをいたします。

去る5月18日付けの東奥新聞に、平川市発注工事本紙に談合情報、予定通り実施へ。という記事が掲載されました。それをちょっと読んでみます。「平川市が22日に予定している防災無線施設整備工事の指名競争入札に関する談合情報が17日までに東奥日報社に寄せられた。市は対応マニュアルに基づき、同日、公正入札調査委員会（委員長・佐藤一行副市長）を開いたが「情報に信ぴょう性がなく、調査に値しない」として予定通り入札を実施することを決めた。談合情報は、指名業者が非公開であることに疑問を呈した上で、指名業者と想定される業者と落札業者の予想、落札製品の仕様などを示した。委員会は①指名業者として名前を挙げられた業者の一部は、実際は指名されていない②指名競争入札は談合防止のため指名業者が非公開③どのメーカーでも対応できる仕様となっているなどとして、情報に信ぴょう性がないと判断。予定通り入札を実施することにした。ただ、市は情報と同じ業者が落札した場合、この業者から情報を聴く方針。」という記事です。

5月20日に、この6月議会に向けての議員を対象に開いた議案説明会の席上、このことに対して質問がで、市当局は談合情報は5月16日に東奥日報本社にファックスで寄せられた。とのことで説明をしました。指名業者が非公開なのが不思議である。A業者とB業者は同じ系列の会社である。その内容ですが、落札業者は予想ではA業者。設計業者はA業者の仕様書を使っている。以上の主旨を議員には説明をしました。

5月17日に市当局は対応マニュアルに基づき、公正入札調査委員会を開き、情報には信ぴょう性がなく調査に値しないと、予定通り5月22日に入札を実施することを決めたと説明もしました。

そこで、5月22日、9時半から本庁舎第4会議室で行なわれた、今回取り上げられた防災無線施設整備工事を含む、8件の入札を傍聴しました。この6月議会に、議案第87号工事の請負契約についてかけられていますが、結果的には防災無線施設整備工事は、青森市の株式会社東晴に落札となり、契約金額5億5,020万円で決まりました。この入札には4社が参加しましたが、1社が辞退をし、3社で入札が行われました。

そこで1点目。平川市防災無線施設整備工事に関する談合情報について、市の取った措置について私が述べましたが、市民がわかるようにお知らせください。私と一緒に、そのとおりとお答えしても結構です。答弁をお願いいたします。

2点目として、対策と改善についてお尋ねをいたします。

5月22日に行われた入札8件を傍聴して感じたことは、辞退をする業者が多いということです。8件の入札で5件の辞退があり、恒常化している実態があるのではと感じました。入札に参加を申し込みながら、辞退をするということはよっぽどの理由があると私は思っています。辞退に対する対策や改善について、日ごろの市当局の取り組みをお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

齋藤議員の2番目の質問にお答えをします。

そのとおりと答えてもいいですけども、市民に知っていただきたいということでございますので、流れを御説明させていただきます。

1件目の5月22日に実施された、平川市防災無線施設整備工事に関する入札に関し、東奥日報本社に談合情報が寄せられ、5月18日の同新聞に掲載されました。

このことについて、記事になる前の5月16日に、東奥日報社より情報の真意の確認がありましたので、内容を見せていただきました。その内容を要約すると、指名業者の中に同じ系列の2社が指名され、その1社が落札するのではないかと。指名業者が非公開なのはおかしいのではないかと。工事の仕様書が特定の指名業者用の仕様書であるはずというものでした。

早速、談合防止マニュアルに従って、翌5月17日に市職員で構成する平川市公正入札調査委員会を開催し、当該予定されている工事入札の内容と寄せられた情報の内容について審査したところ、一つ目は、情報が寄せられた指名業者の一部は、実際に指名されていないこと。二つ目は、指名業者名は、談合防止のため事前公開していないこと。三つ目は、どのメーカーでも対応できる仕様書であること。ということから、情報内容に信ぴょう性がないと判断し、予定どおり入札を実施することにしま

○議長

○市長

(大川喜代治)

した。

2件目の御質問は、指名した業者が辞退することが多いのでその対策と改善についてということですが、議員が御指摘の5月22日の入札は、8件の入札が行われ、入札日以前に辞退した業者は3社、1回目の入札で辞退した業者は1社、2回目の入札で辞退した業者は1社となっております。

業者が提出する辞退届には理由を記載しておりませんので、明確な理由は把握できません。ただし、2回目以降の辞退は予定価格に対して入札額に折り合いがつかないことが考えられます。

指名業者については、平川市建設業者指名審査会を開催し、適切な指名を行っているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

ただいま市長の答弁もありましたけれども、齋藤議員の市民にわかりやすいように公表してもらいたいということでしたが、この情報については公正委員会でも、市で公表するのかどうかと話になりました。ただ、この情報については東奥日報に寄せられた記事でありまして、もし市に寄せられた場合、これは当然公表すべきなのかということ、いろいろ議論になりまして、これは東奥日報に寄せられた情報ですので、市では公表する必要はないのではないかという結論に至った次第です。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

市民が知るということは、議会でやっぱりこういう新聞に載ったことは質問しないとわからないので、私も今回取り上げさせていただきました。

そこで再質問ですが、指名業者として名前を挙げていた業者の一部は、実際は指名されていない。これは市はA業者とB業者で、B業者とA業者は同系列だということ、同じ系列のそういう会社でないかとのファックスで寄せられた中に、そういうことがあったわけですね。そうすると今回はその業者は、この入札に参加しておりますか。B業者ということでは聞いてますが、それは参加をしておりますか。5月22日の入札には、この問題になったB業者、名前はわかりません私は。それは市がA業者、B業者と言いましたのでお尋ねをしていますが、B業者は参加をしておりますか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

先ほど市長の答弁にもあったとおり、A業者、B業者が同じ系列で、談合しているのではないかという主旨ですけれども、A業者については当然指名しておりますので参加しております。ただ、B業者については指名しておりませんので入札には参加しておりません。

○議長

13番、齋藤律子議員。

- 13番
(齋藤律子議員)
- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)
- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)
- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)
- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)
- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)
- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)
- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)
- それでは今回落札をした業者は、A業者なのかお尋ねいたします。落札をしたまらず業者です。
- 総務部長。
- 落札した業者については、A業者ではございません。
- 13番、齋藤律子議員。
- それでは辞退した業者が1社ありましたが、その業者はA業者ですか。
- 総務部長。
- 辞退した業者が1社ありました。それについては、A業者ではございません。
- 13番、齋藤律子議員。
- そういうことから結局は落札した業者でも、それから辞退した業者でもA業者ではないということで、じゃあ3社で入札が行われたので、残った業者がA業者になるということで私は理解をしましたが、そういうことで今回の信ぴょう性というのは、それはA業者というのは初めからちゃんと指名をされて参加してるわけですね。私の認識でよろしいでしょうか。
- 総務部長。
- 先ほども市長も答弁いたしましたけれども、要するに新聞に載せられた情報はですね、系列のA業者とB業者がいろいろ談合しているのではないかとということで載せられたわけですし、先ほど言ったとおりB業者は指名されておりませんので、その部分については信ぴょう性がないということですので、もしそのA業者が落札したのであれば、当然マニュアルに沿って事情を聴くということになっておりましたけれども、A業者でなくほかの業者が落札したということで経過はそうになりました。
- 13番、齋藤律子議員。
- それではその辞退をする業者があるということで、このことでお尋ねをしたいと思います。
- 私は合併をして間もなくのころ、この辞退の業者がかなり多く出まして、この議会で一般質問で取り上げております。どうして指名をされて、指名願いを出して、入札に参加したいといいながら、辞退をするのかということでありました。それで今回、2回目の辞退者はやっぱり競争に勝てないだろうということで辞退をしたもので、でも辞退の理由がまず書いてないということですね。それは当日辞退するのか、それとも2、3日前に辞退するのか、理由は何にも書かなくても辞退をすると言えば、はいそうですかということなのか、お知らせください。
- 総務部長。
- 2回目以降については、これは入札している最中でありますので、4社今回は指名したわけですが、その中の1社は入札前ですね、2、3日前

とかちよっと私わかりませんが、前に辞退したということで、辞退の理由については、辞退届の中にはその理由を記載するところがないということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

その辞退業者とか、かなり多く出れば困るわけですね。やっぱり競争入札ですから、ある程度なければいけないのに、例えば6社あれしたのに4社、それも私記憶にありますけど、するとあと2社しか残らない。そこで入札が行われるんですよ。こういうことになってはよくないので、やっぱりこういう辞退業者に対しての指導、そういうことは市はどういうふうに考えているのですか。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

入札指名審査会でですね、我々もそういうことがないように十分協議しているわけですが、やはりそういうことがあり得るということで、全体的にですね私も去年、おっとしのことも調べてみましたら、建設土木に関しては大体1%ぐらいの入札前の辞退者が出ておりますので、そんなにそう多くはないものとは感じております。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

私はこの辞退が多いということで、どういう指導をしていくのかということで、これかなり前ですが質問したことがありますけど、そのときはやはり指名願いを出して、そして入札に参加しているのに、理由もなく辞退するとはよくないということで、厳重に指導してまいりますという答弁をいただいたことがあります。そういう答弁ならばわかるんですが、1%ぐらいであまり多くないという御答弁でしたので、このままいくのかなあとと思います。そういうちゃんと姿勢というものを、職員としての私はちょっとほしかったなと思うのですが、もしそういう姿勢があったのなら御答弁ください。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

私、先ほど言ったのは統計上のことでありまして、当然その辞退した会社には次指名しないとか、そういう考え方もあり得るということで御理解をお願いいたします。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

次指名しないという考え方であり得る。そういう指導をしますということではないんですね。

はい、それでは……

○議長

齋藤律子議員の一般質問中ではございますが、14時10分まで休憩します。

午後2時01分 休憩
午後2時11分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、齋藤律子議員の一般質問の続行を行います。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それではまだ質問を閉めていませんので、次に移りますという発言をしておりませんので、どうすればよいか迷いましたが、時間もおされておりますので次の質問に移りたいと思います。

それでは3番目の意質問に入ります。女性の人権についてお尋ねをいたします。

人権とは何か。人間が生まれながらにして持っている権利のことを言いますが、特に女性の人権は近代までないに等しい歴史をたどってきました。親に従い、夫に従い、子に従いという古い格言が示すように女性の人権は皆無でした。戦争時には産めよ増やせよと、兵力と労働力の再生産者として社会的役割を担わされました。女性の参政権は昭和20年12月の衆議院選挙法の改正により、ようやく男性と同じ条件で認められ、昭和21年4月10日に行われた第22回衆議院議員総選挙から行使されました。男性によって機械的に与えられたのではなく、困難な時代から知性と勇気のある女性たちによって「女性を人間として認めろ。」と粘り強く要求して闘った長い歴史の結果でした。

こうした女性の人権の歴史に逆行するような「従軍慰安婦は必要だった。」発言。大阪市長で日本維新の会共同代表である橋下徹氏の暴言ですが、先月の5月13日にありました。暴言を吐いてから当然、国内外から強い怒りと批判が沸き起こり、歴史認識に問題があることもさることながら、国際常識にはずれた、世界から孤立させられるような状況にいま日本は陥ってしまいました。人道、人権に反する罪はどの国であれ、いつの時代であれ非難されるべきで、「当時は必要だった。」という容認論は慰安婦にされた人たちに対する人権無視の考えではないでしょうか。

こうした大阪市の橋下市長の「慰安婦は必要だった。」発言に対して、市長はどのような見解をお持ちになっているのか、お聞かせください。市長、答弁をお願いします。

これが1点目の質問です。

2点目の質問は、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスに対する対策と対応についてお尋ねをいたします。

大阪市の橋下市長の人間蔑視、人権意識の欠如による考え方がセクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス、DVと通常呼ばれていますが、バイオレンスなどの人間の尊厳を奪う行為につながるのではないかと、今回特に強く感じました。

セクシャルハラスメントとは、性にかかわって人間性を傷つけることであり、職場や学校などで相手の意に反して、特に女性を不快、苦痛な状態に追い込み、人間の尊厳を奪う性的な言葉や行為とあります。

ドメスティックバイオレンスは、夫や恋人など親密な関係にある男性

から女性が増えらるる暴力と定義づけられています。

平成25年2月2日、市民を対象としたDV対策の講演会が平川文化センターで開催されましたが、今後もセクシャルハラスメントとあわせて人権意識の啓発となる取り組みを引き続き行ってほしいと願っています。長い年月、社会の中に埋もれてきた根深い女性の人権侵害の問題に対し、特に市役所職員は市民の模範となる存在であることから、セクシャルハラスメントやDVにかかわる市職員に対する規範を設けて、不祥事防止に取り組んでいるのかどうか。また、DVの被害者から相談があった場合、市としてどのような対応をするのかお伺いをいたします。

市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

3の女性の人権について、①の大阪市の橋下市長の発言に対する見解についてお答えをいたします。

(大川喜代治)

5月27日に公表された橋下市長の見解においては、女性の尊厳を重視していること、一部不適切な表現を使用したことについての謝罪等が表明されておりますが、女性の尊厳や人権を重視していないような誤解される発言であったのではないかと考えております。当時、慰安婦として従事していた方々が大変な思いをしたことを考えますと、心を痛めるどころであります。

②番目のセクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス等に対する対策と対応について、お答えをいたします。

市民を対象とした人権意識の啓発にかかわる取り組みについては、今後、男女共同参画情報誌「きあらひらかわ」等により啓発を図りたいと考えております。

また、セクシャルハラスメント等に対する市職員の規範については、「職員の懲戒処分等に関する規程」により懲戒処分等の基準が規定されております。

今後、職員研修等を通じて不祥事防止に努めてまいりたいと考えております。

DVの相談は福祉課が窓口となっており、相談内容により、保健師等複数の担当で相談を受けることもあります。

相談の内容及び経過は関係機関へ情報提供し、状況に変化があった場合は、関係機関から情報提供してもらえる体制となっています。

緊急性があると判断された場合、被害者の避難が必要な場合には、青森市の青森県女性相談所に通報し、一時保護の検討・実施がされることになっています。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

それでは1点目の大阪市長、橋下氏の見解について再質問をさせていただきます。

(齋藤律子議員)

大変短い御答弁でした。その中でちょっとどういうことかなと思った

ので、質問させていただきます。

一部誤解される発言があったとおっしゃいました。それはどこの部分か、まずお伺いをいたします。

- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

いま橋下市長のいろいろ騒がれております。新聞等、それから国際的に騒がれておりまして、橋下市長はそういう記者会見で一部不適切な表現があったということで謝罪されておりますけれども、その内容については橋下市長も懐疑的な見方もしておりますので、ここで我々がどうのこうのということとは言えないということでございます。

- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

市長がどこの部分を誤解される発言があったと言ったかということで、お聞きしたかったんですが、部長がお答えをしましたので何かどこかわかんないということなので、どこのことを言ってるのかまことに答弁が私も計り知れないものがあります。

誤解される発言というのは、橋下氏は「誤報された。」とこう言っているわけをしているわけです。誤報された。私はその誤解される発言と誤報されたと言ってる部分が一緒ではないかと、いまお伺いしたんですがどこかわからないというから、どこをもって誤解される発言としているのか、これ以上聞いても……うなずかないでいただきたいと思います。感心しておりません。この部長の答弁には。うなずかないでいただきたいと思います。そういうことであります。

それで、日本人は読解力がないとも言っておりましたが、私短い言葉からよくいまの答弁はわかりませんが、何かその橋下氏の言い訳を弁護しているようなことにも取れたので、明確なことをお聞きしたかったんですがちょっと残念です。

でも、これがなかなか人権意識とかこういうことは直せるものじゃないんです。長い歴史の中、男性中心の社会の中で知らず知らずのうちに身の中にしみ込んできたものが、簡単に直せない。そういう家制度の中で育ってきた男性は特にだと思いますが、そういうことからして残念ながらこれ以上いろいろ議論してでも、何かうなずいておりますので自分もどうということかわかりませんので、これは平行線たどるばかりですので、大変残念です。

それでは次にお伺いをいたします。

セクシャルハラスメントですが、懲戒処分のそういう規定があるということですが、その種類をまずお知らせください。これは部長がいいかと思えます、どうぞ。

- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

平川市職員の懲戒処分に関する規定というのがありまして、別表ですね。別表の中にセクシャルハラスメントということで、その中で処分としては免職から戒告までということで、中身については種類で4種類に

分けておりました、全部読めばよろしいでしょうか。読めばよろしいですか。

まず最初に免職または停職ということで、暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合は、免職または停職。

それから停職また減給ということで、相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言葉、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合は停職または減給。

それから免職または停職ということについては先ほどと同じ部分ですが、項目ですが違っておりました、わいせつな言葉等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合ということですね。

最後、減給または戒告ということで、相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言葉等の性的な言動を行った場合ということで、基準がなっております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

これは処分が規定されておりますが、処分をくださったからといってこれはまた改めさされればいいんですが、罰をくだしてもなかなかこれはまた改めることができないで、またこういう方は繰り返す人が多いのではないかと。こういうふういろいろな事件をみてみましても、ストーカーにつながることもあるだろうし、先ほど言いましたがやはりパワハラも含んでますね。パワハラ、上司であるとかそういうことからしてパワーハラスメントと一緒にされて行われることがあるわけです。それをやはり女性の人権とかそういうことに対して、やっぱりちゃんとした意識をもっていない方がこういうことを、ドメスティックバイオレンスもそうですが、行うということで、なぜ規範をこれ厳しくしたとしても、また起こることがあるわけですが、やはりちゃんとした懲戒なり、そういう罰を与えることでそのときはおさまる可能性もありますので、設けていると思うんですが、これは厳しくしてほしいなど。それはいつできたものですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

平成19年3月28日になります。

(古川鉄美)

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

合併してからこういうことも全国的に進められていますのでできたということですね。それでは、いまこの19年3月にできてから、これに該当するような事例があったのかどうかお尋ねします。お知らせください。

○議長

総務部長。

- 総務部長
(古川鉄美)
- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)

1件ございました。

13番、齋藤律子議員。

1件ですか。それはそのとおりのわけですね、そちらが言うわけですから。

いろいろ私たちも日頃からいろいろ、これにいま部長が言ったようなことを私たちもやっぱり議会にはそういう規範がありませんので、それに女性議員3人おりますが、あまりそういう場に立つ人は気にもしていられないので、受け流している場合が多いですが、近ごろ私はそうはいかないなと思っております。それでそういう事例もたくさん私たちにも寄せられますから、やっぱり男性の皆さんは学習をしてですね、特に職員の皆さんは学習をしてですね、市民の模範となるように。そしてこういうことはいま、平川市でもありました、教育現場で。ですから、皆さんが注目しているんです。そういうことを絶対にやっぱり犯さないように。

副市長、笑っている場合ではありません。ぜひ十分に対策を講じて、そしてこういうこの対象となった人をちゃんと監視してもらわないと困ります。また、そういう事件を起こしても困りますし、そういうことを嚴重にさせていただきたいと思っております。

それで、DVのほうは関係機関等にまず相談があれば連絡をするということですが、以前3年ぐらい近くになるかと思いますが、このDVで隠れたいという若い女性がおりました。そのとき、私もついでいろいろ相談をしに来たんですが、なかなか体制がどこにどうやればいいのか、こういう明確な答弁がいま聞いたわけですが、困ってしまったわけですね。ですから、やっぱり対策が講じられていないんじゃないかなと思うんです。今回答弁がこういうふうになりましたので、ちゃんと職員の皆さんはそういう相談が行った場合、きちんと対応できるようにしていただきたいということをお願いをするわけですが、部長、一言答弁をお願いします。

- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

職員については、新聞等に最近是不祥事公務員等はずいぶん載ってますので、その都度市長、副市長が部長会議なりでいつも指示しております。ということで、職員については十分認識しているものと判断しております。DVについては、確か私もそのとき福祉課におりまして、内容を若干記憶がありますけれども、それについてもいろいろな逃げ口というか、そういうのなければだめですので、それについては手続きあるいはルールですね、きちんとマニュアル等で考えながら、これからいまのところそういう状況ですので、十分相談にあたっていきたいということで、御理解をお願いします。

- 議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

DVに関しましては、現在は福祉総務係が受理する相談窓口になっておりまして、緊急性があると判断した場合には警察あるいは県の女性相談所にすぐ報告してございます。重要な場合には保護というような形にもなります。緊急性がない場合、こういう場合には担当者によりまして、ケース会議をすぐ開催しまして、その方に対する対処方法を検討するというふうな対策が整ってございます。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

それでは4番目の質問に移ります。

(齋藤律子議員)

児童福祉施設最低基準（保育所）の地方条例化についてお尋ねをいたします。

保育所運営の基本的事項として児童福祉施設最低基準が定められています。児童福祉施設最低基準は、昭和23年12月に厚生省令として施行されていますが、その後幾多の改正が行われ現在にいたっています。最低基準が規定されている事項のうち、保育所に関する部分を要約すると目的や構造設備の一般原則、非常災害に関する事項、衛生管理、給食、入所者の健康診断、職員の健康診断、設置基準や職員数、保育時間、保育内容、こういうことが書かれております。これらが地方で条例化することになってはいますが、どのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。これまでの動向課題もありましたらあわせてお知らせをください。残り時間2分になりましたが、御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長

市長。

○市長

4番目についてお答えをいたします。

(大川喜代治)

児童福祉法の一部改正により、これまで国が定めていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を県が条例で定めることになり、保育所の最低基準も青森県児童福祉法施行条例で定められました。この地方条例化による市への影響はあるのかという御質問でございますが、国の基準をもって県の基準とされていることから、従来どおり変更はなく、影響はないものと思われま。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

次に第12席、11番、小笠原勝則議員の一般質問を許します。

小笠原勝則議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

自席において小笠原勝則議員の一般質問を許可します。

11番、小笠原勝則議員。

○11番

今議会、一般質問とりを務めます12席、11番の小笠原勝則であります。

(小笠原勝則議員)

通告に沿って質問してまいります。一つ目の旧広船小学校の再利用の計画についてという部分では、12番議員、齋藤 剛議員とも関連がございます。そしてまた、2点目の市道新館野木和町居線の問題については、10番議員の齋藤政子議員とも関連がございます。

そういった意味では、両議員に挟まれて私が最後をやるということは、3人の議員の気持ちのついた質問だと受け止めていただいて、さらには

その後ろには多くの支持者もいるんだということも踏まえて、一つ御回答をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

第1点目の、平成24年3月末で廃校になった旧広船小学校の再利用計画についてであります。地元町会の早期に早期に再利用を望んでいる小学校跡であります。昨年、一昨年と2年続きで豪雪になり、地域の排雪に校庭だった所を雪捨て場として利用し大変助かりましたが、夏場は利用がなく校庭だった所は草が伸び放題であります。

また、建物も長期利用がされないとますます荒れてきます。まだ利用可能な内に、長期に再利用を図ってほしいと思いますが、齋藤 剛議員の質問にもありましたが、プールもその一つであります。まだ十分利用可能なプールについても、利用計画に何かないかお尋ねをいたします。

そしてまた現在、企業あるいは事業者の利用計画はあるか、市長にお尋ねをいたします。あるとしたらその業種、地元雇用の有無等わかっている範囲で教えていただきたいと思います。これで、第1点の質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

市長、自席で答弁願います。

第12席、小笠原勝則議員の質問にお答えをいたします。

1番の旧広船小学校の再利用計画についてであります。廃校後の利活用について、これまでいろいろ問い合わせ等が寄せられておりますが、先般、市外業者から借り受けたいとの具体的な話があり、市と広船町会、当該業者と条件等について話し合いをしたところ、利用内容について問題があるということで、貸し付けを断っております。

その後、別の市内業者から購入価格等の問い合わせがありましたので、現在、不動産鑑定等について協議しております。

今後とも、地元住民の意見を聞きながら、売買や貸し付け条件を含め、長期的な募集のあり方について検討したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

11番、小笠原勝則議員。

いま説明をいただきました。検討して大いに早期に、これを再利用されるように私も願っています。できれば地元としては、そこに雇用の場が少しでもあれば助かるなど、そういうふうに思っていますし、そこを利用することによって、地域の環境が悪化するようになることだけは一つ避けていただきたい。これはなぜいまこういうふうに言うかということ、私、廃校になる前にですね、廃校になることと、再利用することを同時進行させていただきたい。ということをおっしゃっていただきました。

結局空白期間ができてしまって、最後は旧平賀病院のような結果になるのではないかなという、そういう危惧がされるので、できるだけ早くなくなることと、使うことを同時に進めていただきたい。ずうっと言ってきました。そういう意味では、今後とも精力的に再利用に向けての

○議長

○市長

(大川喜代治)

○議長

○11番

(小笠原勝則議員)

事業の進め方、取り組み方をよろしくお願ひしたいと思ひます。その部分については、今後とも一つよろしくお願ひいたします。

次に第2点目の、市道新館野木和町居線の具体的な整備計画についてお尋ねいたします。この件については広船地域の生活道路の整備の一環として、また観光りんご園及び志賀坊森林公園への観光道路の整備として、さらには中学校への通学道路の整備として、長年にわたり広船町会からも切望されている道路であります。ようやく路線も決定されたようですが、その進捗状況ならびに完成年度を具体的に説明願ひたいと思ひます。これまでも何度も煮え湯を飲まされてきた経緯がありますので、これ以上、地域の気持ちを踏みにじることないように、誠意ある答弁をお願ひします。

特に冬になると、町居十文字から中学校間の道路は雪により狭く、車の交差ができず、生徒の徒歩による通学もたいへん危険な箇所であります。この危険な箇所を、広船、尾崎、新屋、平田森、もちろん町居の方々も利用するわけありますから、通勤・通学時間になると通行量が最も多くなります。想像しただけでも、早急な対策が必要なことは以前より承知のことと思ひますが、齋藤政子議員の質問と同様、市長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長

○市長

(大川喜代治)

市長。

2番目の、市道新館野木和町居線の具体的な整備計画についての質問でございますけれども、議員質問の市道新館野木和町居線道路改良事業につきましては、平成27年度完成に向け現在進めているところでございます。

平成22年度に概略ルート検討を実施し、平成24年度において広船町会・町居町会役員と協議しながら、計画ルートを決定し地権者への概略説明会を実施しております。

今年度の事業内容でございますが、測量設計、地質調査、用地測量を実施し、詳細な計画ルートで改めて地元説明会を開催し、一部用地取得を考えております。平成26年度にて用地及び補償契約を終え一部道路改良工事を実施し、最終年度となる平成27年度で残工事及び舗装工事で完成する予定で進めております。

平成27年度の冬季前までに、完成できるように努力してまいりますので御理解をお願ひしたいと思ひます。

○議長

○11番

(小笠原勝則議員)

11番、小笠原勝則議員。

11番、小笠原です。

大変前向きな答弁で、ありがとうございます。ただ、あくまでも予定でありますので、これが本当に実施されるかということについて、我々地元も含め大変注視しております。それにまちがいないように、できれば1日でも早く完成できるように努力していただきたいと思ひます。

大変いい答弁をもらいましたので、時間十分ありますけれども、私の

○議長

質問はこれで終わります。ありがとうございました。

11番、小笠原勝則議員の一般質問は終了しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり13日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、13日は本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は14日午前10時開議としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後 2 時46分 散会

